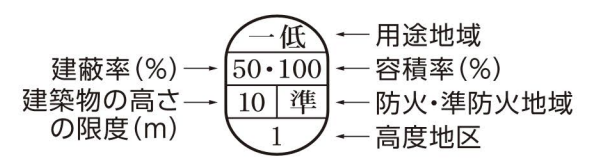


凡										例				
用途地域等					日影規制									
表示	用途地域	建蔽率 (%)	容積率 (%)	高度地区	準防火・ 防火地域	規制値種別	①規制される日影時間		②測定 水平面の 高さ	対象建築物	備考			
							5m を超え 10m以内の区域	10m を超え る区域				立3・1・34 40M	都市計画道路	
	第一種低層 住居専用地域	40	60	第1種	指 定 し	(一)	3時間以上	2時間以上	1.5m	軒の高さが7m を超える建築物 又は地階を除く 階数が3階以上 の建築物			都市計画道路	
		40	80	第1種										起 点 ・ 終 点
		50	100	第1種										立9・6・1 (8M)
	第一種中高層 住居専用地域	40	150	25m第2種	準防火	(一)	3時間以上	2時間以上	4m	高さが10mを 超える建築物			都市計画公園・緑地	
		50	150	20m第1種										都市計画河川
		60	200	20m第1種										
		60	200	第2種										
		60	200	25m第2種										
	第二種中高層 住居専用地域	60	200	20m第1種	防火	(一)	4時間以上	2.5時間以上					市街化調整区域	
		60	200	第2種										
		60	200	25m第2種										
	第一種住居地域	60	200	第2種	防火	(一)	4時間以上	2.5時間以上					高度利用地区	
		60	200	25m第2種										
	第二種住居地域	60	200	第2種	防火	(一)	4時間以上	2.5時間以上					風致地区(第二種)	
		60	200	25m第2種										
	近隣商業地域	80	200	第2種	準防火	(二)	5時間以上	3時間以上					市街地開発事業区域	
		80	200	25m第2種										
		80	300	第2種										
		80	300	25m第2種										
		80	300	第3種										
		80	300	30m第3種										
		80	400	第3種										
	商業地域	80	200	25m第2種	防火	規制対象外 但し、高さが10mを超える建築物で、対象区域内に 日影を落とす場合は、日影規制の対象となります。							地域冷暖房供給区域	
		80	400	第3種										
		80	400	30m第3種										
		80	400	35m										
		80	400	指定なし										
		80	500	指定なし										
		80	600	指定なし										
		80	700	指定なし										
		80	800	指定なし										
	準工業地域	60	200	第2種	準防火	(一)	4時間以上	2.5時間以上	4m	高さが10mを 超える建築物			地区計画区域	
		60	200	25m第2種										
	工業地域	60	200	25m第2種	防火	規制対象外 但し、高さが10mを超える建築物で、対象区域内に 日影を落とす場合は、日影規制の対象となります。							建築協定区域	
		60	200	25m										準防火

・建築物のある地域と、日影を落とす地域とが異なっている場合は、日影を落とす地域の  
①規制される日影時間)及び、②(測定水平面)が適用されます。  
・規制される日影時間は、冬至の日の午前8時から午後4時までの間で測定します。

	都市計画道路
	起 点 ・ 終 点
	多摩都市モノレール
	都市計画公園・緑地
	都市計画河川
	市街化調整区域
	高度利用地区
	風致地区(第二種)
	市街地開発事業区域
	地域冷暖房供給区域
	地区計画区域
	建築協定区域
	都市高速鉄道
	一団地の住宅施設
	駐車場整備地区
	生産緑地地区(令和6年1月1日告示)
	その他の都市計画施設



この背景の地形図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用して作成したものである。  
無断複製を禁ずる。(承認番号)5都市基交著第98号、令和5年12月6日。(承認番号)5都市基交測第169号、令和5年12月6日。  
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。  
無断複製を禁ずる。(承認番号)5都市基街都第263号、令和5年12月25日。